

保護者の皆さんへ

令和7年度就学援助制度に関するお知らせ

越生町教育委員会

越生町では、経済的理由によって就学困難と認められる町内小中学校の児童・生徒の保護者に対して、就学援助費（学用品費、修学旅行費等）を支給しています。以下の項目を確認の上、受給を希望される家庭は申請手続きをしてください。

1 受給できる家庭の目安

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている家庭
- (2) 収入が少ないため学級費、旅行積立金等の支払いが困難な家庭
- (3) 職業が不安定（休職、失業、倒産等）であるため生活が困窮している家庭
- (4) 特別な事情（災害、事故、病気等）によって経済的に困窮している家庭

※認定の目安（基準額）は、裏面①のとおり

2 給付内容

※下記②のとおり

3 申請方法

「就学援助費受給申請書」に記入の上、次の必要書類を添付し、教育委員会学務課に申請してください。申請書は、学務課窓口またはホームページからダウンロードできます。

《必要書類》

○生計をともにしている方全員分の前年（令和6年分）の所得がわかるもの
(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)

4 認定結果のお知らせ

認定結果については、審査後に郵送でお知らせします。

5 その他

- (1) 就学援助は、学校の集金等を免除するものではありません。集金内容等の確認は、各学校へお問い合わせください。
- (2) 就学援助費を受給するには、毎年申請手続きが必要です。前年度に受給している家庭も申請手続きが必要となります。

問い合わせ先

越生町教育委員会学務課学務担当
電話 292-3121（内線503）

① 認定の目安（基準額）

世帯人数	世 帯 構 成	年間所得額	年間収入額
3 人	父35歳・母30歳・子7歳	1,900,000円	2,900,000円
4 人	父41歳・母33歳・子7歳・子3歳	2,300,000円	3,500,000円
5 人	父43歳・母35歳・子13歳・子10歳・子6歳	3,100,000円	4,500,000円

※ 年間所得額は、「源泉徴収票」の場合、給与所得控除後の金額から「社会・生命・地震保険料等」を差し引いた額です。家庭の状況（世帯構成、年齢、住宅形態等）により異なりますので、金額はあくまでも一例としてご覧ください。

②給付内容（令和7年度実施）

項 目	支 給 金 額		備 考
	小 学 生	中 学 生	
学 用 品 費	年額 11,630円	年額 22,730円	全学年
通 学 用 品 費	2,270円	2,270円	1年生を除く（3月末までの申請者に限る）
新入学学用品費等	57,060円	63,000円	1年生（3月末までの申請者に限る）
校外活動費（宿泊なし）	1,600円以下	2,310円以下	遠足など
校外活動費（宿泊有）	3,690円以下	6,210円以下	宿泊学習など
修 学 旅 行 費	22,690円以下	60,910円以下	旅行代金等
オンライン通信費	年額 15,000円		全学年（世帯単位） ※令和7年度から実施
卒業アルバム代	11,000円以下	10,000円以下	小学6年生・中学3年生 ※令和7年度から実施
医 療 費	自己負担額	自己負担額	学校で治療の勧めがあった病気（虫歯など）に限り対象となります
学 校 給 食 費	無償化事業	無償化事業	
スポーツ振興センター 災害共済掛金	※年度初めに学校で一括集金されますが、4月から援助が認定された方には後日学校から返金となります。		

※ 上記の金額を7月、12月、3月の3期に分けて支給します。新入学学用品費等については、申請期限までに申請された方には、入学前に支給します。

※ 他の公的助成制度による当該費目に相当する額を受給した場合は、支給はありません。

■特別支援教育就学奨励制度について

特別支援教育就学奨励制度とは、特別支援学級等に通うお子さんをお持ちの保護者の方に対し、学用品費等の一部を支給することで、経済的な負担を軽減するための制度です。

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の方には7月上旬頃、在籍している学校を通じて申請書類をお渡しします。

なお、生活保護及び町の就学援助を申請し認定された場合は、それぞれの制度が優先となり、重複しての支給は受けられません。